

業界のタイムリーな情報をお手元に

ビルメン FUKUOKA



2021年度(第27回)都市ビル環境の日 第14回「子ども絵画コンクール」最優秀賞

『エネルギーを未来のヒーローへ』
北方 貴妃さん(泉小学校6年)の作品

2022

4

Issue ● 340

編集・発行/
公益社団法人 福岡県ビルメンテナンス協会
〒812-0011 福岡市博多区博多駅前1丁目15番12号
TEL. (092) 481-0431 FAX. (092) 481-0432
<http://www.fukuoka-bma.jp>



令和4年4月から年金制度が改正されます

年金制度改正法(令和2年法律第40号)等の施行により、年金制度の一部が改正されます。

■繰り下げ受給の上限年齢引き上げ

66歳から70歳までとなっている老齢年金受給の繰り下げ年齢について、上限が75歳に引き上げられます。また、65歳に達した日後に受給権を取得した場合についても、繰り下げの上限が5年から10年に引き上げられます。

令和4年3月31日時点で70歳に達していない方(昭和27年4月2日以降生まれの方)、または受給権を取得した日から5年経過していない方が対象となります。

■繰り上げ受給の減額率の見直し

繰り上げ受給をした場合の減額率が、1月あたり0.5%から0.4%に変更されます。令和4年3月31日時点で、60歳に達していない方(昭和37年4月2日以降生まれの方)が対象となります。

■在職老齢年金制度の見直し

在職中の老齢厚生年金受給者について、年金の基本月額と総報酬月額相当額の合計額が一定の基準を超えたとき、年金の全部または一部が支給停止されます。令和4年4月から60歳以上65歳未満の方の在職老齢年金について、年金の支給が停止される基準の見直しが行われ、65歳以上の在職老齢年金と同じ基準(28万円から47万円)に緩和されます。

■加給年金の支給停止規定の見直し

加給年金の加算対象となる配偶者が、被保険者期間が20年(中高齢者等の特例に該当する方を含む)以上ある老齢、退職を支給事由とする年金の受給権を有する場合、その支給の有無にかかわらず加給年金が支給停止となります。

令和4年3月に加給年金の支給がある方については、経過措置があります。

■在職定時改定の導入

在職中の65歳以上70歳未満の老齢厚生年金受給者について、年金額が毎年1回定時に改定が行われます。基準日である毎年9月1日に厚生年金保険の被保険者である場合は、翌月10月分の年金から改定されます。

■国民年金手帳から基礎年金番号通知書への切替え

令和4年4月1日以降、国民年金制度または被用者年金制度に初めて加入する方は、「基礎年金番号通知書」が発行されます。

2022 (令和4) 年度 福岡県協会主催各種講習会実施予定表

主管	講習会名	月											
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
教育研修	1. 貯水槽清掃作業従事者研修			●	久留米:8日(水) / 北九州:21日(火) / 福岡:29日(水)								
	2. 防除作業従事者研修												●
	3. 清掃作業従事者研修 (基礎コースI・II)	北九州:13日(水) 福岡:27日(水)		●				●	久留米() 飯塚()			福岡()	●
	4.(新規・再講習共) 清掃作業従事者研修指導者講習会							福岡()	●				
	5.(新規・再講習共) 空調給排水管理従事者研修指導者講習会							福岡()	●				
	6.ビルクリーニング技能検定直前講習会							福岡:17日(火)~19日(木)		●			
	7.病院清掃従事者研修							福岡()	●				
労働福祉	8.高所作業(ガラス清掃)安全教育講習会							福岡()	●				

2022 (令和4) 年度 福岡県協会主催行事予定表

主管	行事名	月											
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
総務	定時社員総会		20 (金)										
	創立50周年記念式典								6 (木)				
教育研修	第17回福岡県 ビルクリーニング技能競技大会			16 (木)									
	第17回九州地区 ビルクリーニング技能競技大会							29 (木)					
	第44回アビリンピック福岡2022				9 (土)								
労働福祉	労働安全衛生大会						○						
	安全パトロール											○	○
調査広報	BM杯ゴルフコンペ	15 (金)							7 (金)				
	BM杯ボウリング大会						○						
	懇親旅行								○				
都市ビル	「都市ビル環境の日」クリーンアップ福岡								4 (火)				
	「都市ビル環境の日」シンポジウム								4 (火)				

令和4年4月1日から 「女性活躍推進法」に基づく行動計画の策定・届出、 情報公開が101人以上300人以下の中小企業にも 義務化されます

現在、常時雇用する労働者が301人以上の企業においては、「女性活躍推進法」によって一般事業主行動計画の策定が義務づけられています。

同法は2022（令和4）年4月1日より改正され、労働者101人以上300人以下の中小企業にも行動計画の策定・届出と情報公開が義務づけられます。

一般事業主行動計画の策定・届出の進め方

「一般事業主行動計画」とは、企業が自社の女性活躍に関する状況把握と課題分析を行い、それを踏まえた行動計画を策定するものです。行動計画には、計画期間、数値目標、取り組み内容、取り組みの実施時期を盛り込まなければなりません。

行動計画の策定から届出までの流れは、以下の4つのステップを参照してください。

ステップ1 自社の女性の活躍状況を基礎項目に基づいて把握し、課題を分析する

基礎項目（必ず把握すべき項目）

- 採用した労働者に占める女性労働者の割合（区）
- 男女の平均継続勤務年数の差異（区）
- 管理職に占める女性労働者の割合
- 労働者の各月ごとの平均残業時間数等の労働時間の状況

把握した状況から自社の課題を分析してください。

- 自社の状況把握のためには、基礎項目に加えて選択項目（必要に応じて把握する項目）を活用することが原因の分析を深めるために有効です。選択項目の詳細は、パンフレットをご覧ください。
- （区）の表示のある項目は、雇用管理区分ごとに把握を行うことが必要です。
- 雇用管理区分とは、職種、資格、雇用形態、就業形態等の労働者の区分です。当該区分に属している労働者について他の区分に属している労働者と異なる雇用管理を行うことを予定し、設定しているものです。
<例>正社員、契約社員、パートタイム労働者／事務職、技術職、専門職、現業職など



ステップ2 一般事業主行動計画を策定し、社内周知と外部公表を行う

ステップ1を踏まえて、(a)計画期間(b)1つ以上の数値目標(c)取り組み内容(d)取り組みの実施時期を盛り込んだ一般事業主行動計画を策定し、労働者に周知、外部に公表してください。

ステップ3 一般事業主行動計画を策定したことを都道府県労働局に届け出る

届出の様式は、以下を参照してください。

- 一般事業主行動計画策定・変更届の届出参考様式
<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000713159.doc>
- 次世代法に基づく行動計画と一体的に策定、届出をする場合の届出様式
<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000744481.doc>

ステップ4 取り組みを実施し、効果を測定する

定期的に数値目標の達成状況や、一般事業主行動計画に基づく取り組みの実施状況を点検・評価してください。

女性の活躍に関する情報公開

自社の女性の活躍に関する状況について、以下の項目から**1項目以上**を選択し、求職者等が簡単に閲覧できるように情報公開してください。

① 女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供	② 職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備
<ul style="list-style-type: none"> 採用した労働者に占める女性労働者の割合(区) 男女別の採用における競争倍率(区) 労働者に占める女性労働者の割合(区)(派) 係長級にある者に占める女性労働者の割合 管理職に占める女性労働者の割合 役員に占める女性の割合 男女別の職種または雇用形態の転換実績(区)(派) 男女別の再雇用または中途採用の実績 	<ul style="list-style-type: none"> 男女の平均継続勤務年数の差異 10事業年度前及びその前後の事業年度に採用された労働者の男女別の継続雇用割合 男女別の育児休業取得率(区) 労働者の一月あたりの平均残業時間 雇用管理区分ごとの労働者の一月あたりの平均残業時間(区)(派) 有給休暇取得率 雇用管理区分ごとの有給休暇取得率(区)

※「(区)」の表示のある項目は、雇用管理区分ごとに公開することが必要です。

※「(派)」の表示のある項目は、労働者派遣の役務の提供を受ける場合には、派遣労働者を含めて公開することが必要です。

併せて、上記の項目とは別に、以下の項目についても女性活躍推進法に基づく公開が可能です。

- 女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に資する社内制度の概要
- 労働者の職業生活と家庭生活の両立に資する社内制度の概要

早めに行動計画を策定するとメリットがあります

101人以上 300人以下の企業が行動計画を策定すると、以下の制度等を活用できます。(令和3年12月現在)

- ①公共調達における加点評価(問い合わせ先：内閣府男女共同参画局)
各府省等が実施する総合評価落札方式または企画競争による調達で有利になる場合があります。
<https://www.gender.go.jp/policy/positive act/pdf/wlb torikumi01.pdf>
- ②「働き方改革推進支援資金」特別利率による資金融資(問い合わせ先：日本政策金融公庫)
働き方改革実現計画を実施するために必要とする設備資金と運転資金に活用できます。
<https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/hatarakikata m.html>



「えるぼし」認定・「プラチナえるぼし」認定

「えるぼし」認定	一般事業主行動計画の策定・届出を行った企業のうち、女性の活躍推進に関する取り組みの実施状況が優良である等の一定の要件を満たした場合に認定します。
「プラチナえるぼし」認定	えるぼし認定企業のうち、一般事業主行動計画の目標達成や女性の活躍推進に関する取り組みの実施状況が特に優良である等の一定の要件を満たした場合に認定します。

認定取得のメリット

- 認定を受けた企業は、厚生労働大臣が定める認定マーク「えるぼし」または「プラチナえるぼし」を商品や広告などに付すことができ、女性活躍推進企業であることをPRできます。また、そのことにより、優秀な人材の確保や企業イメージの向上等につながる事が期待できます。
- 認定を受けた企業は、公共調達で加点評価を受けることができ、有利になる場合があります。
- 「プラチナえるぼし」認定企業は、一般事業主行動計画の策定・届出が免除されます。

女性活躍推進法に関する詳しい情報は、都道府県労働局雇用環境・均等部(室)へ

①<https://www.mhlw.go.jp/content/000177581.pdf>

●女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定しましょう(詳しいパンフレット)

②<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000614010.pdf>

●中小企業のための女性活躍「行動計画」策定プログラム

③<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000612149.xlsm>

一般事業主行動計画の策定等、左ページのステップ1からステップ2(行動計画策定まで)を簡単に行うことができます。

①



②



③



令和4年1月1日から、健康保険の 傷病手当金支給期間が通算化されています

治療と仕事の両立の観点から、より柔軟な所得保障ができるよう「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律(令和3年法律第66号)」により健康保険法等が改正されました。この改正により、令和4年1月1日から傷病手当金の支給期間が通算化されています。

改正のポイント

- 傷病手当金の支給期間は、支給開始日から「通算して1年6か月」です。
 - 同一のケガや病気に関する傷病手当金の支給期間は、支給開始日から通算して1年6か月に達する日までが対象です。
 - 支給期間中に途中で就労するなど、傷病手当金が支給されない期間がある場合には、支給開始日から起算して1年6か月を超えても繰り越しての支給が可能です。
- この改正は、令和4年1月1日から施行されています。
 - 令和3年12月31日時点で、支給開始日から起算して1年6か月を経過していない傷病手当金(令和2年7月2日以降に支給が開始された傷病手当金)が対象です。

支給期間の考え方

現行の傷病手当金の支給期間

	療養期間			療養期間			療養期間		
出勤	欠勤	欠勤	出勤	欠勤	出勤	欠勤	欠勤	欠勤	
	待期間	支給	不支給	支給	不支給	不支給	不支給	不支給	
		← 1年6か月 →							

※支給開始日から起算して1年6か月経過後は不支給

改正後の傷病手当金の支給期間

	療養期間			療養期間			療養期間		
出勤	欠勤	欠勤	出勤	欠勤	出勤	欠勤	欠勤	欠勤	
	待期間	支給	不支給	支給	不支給	支給	支給	支給	
		通算 1年6か月							

※支給開始日から通算して1年6か月まで支給

<お問い合わせ>手続きの詳細は、ご加入の医療保険者までお問い合わせください。



外国人技能実習生等受入企業緊急支援事業補助金

令和4年度補助金

県では、県内で雇用される外国人技能実習生等が入国する際の水際対策において、県内企業等が負担する宿泊施設の費用等や出国する際に県内企業等が負担する PCR 検査及び陰性証明書の発行に係る経費について、以下のとおり補助を行います。

補助対象者	①外国人技能実習生等を受け入れた 県内企業等 ② 県内企業等で雇用される外国人技能実習生を受け入れた監理団体 ※補助金の交付対象となる経費を現に負担した者が対象	
補助対象期間	令和4年3月19日～令和4年9月30日	
対象在留資格	①技能実習 ②特定技能	
補助額 対象経費	【入国分】(補助率3/4) 技能実習生等 1人あたり15万円(上限) 水際対策対応のため、県内企業等が負担した ・技能実習生等の宿泊費 ・一定の要件を満たした場合のレンタカー代、 自家用車またはレンタカーの燃料費、有料道路通行料金	【出国分】(補助率3/4) 技能実習生等 1人あたり1万5千円(上限) 出国するため、県内企業等が負担した ・PCR検査及び陰性証明書の発行に係る経費
提出期限	令和4年11月30日(水)必着 ・当補助金の申請に関しては、適正な審査及び迅速な補助金交付のため、提出期限にかかわらず、経費の支払後、速やかに申請してください。	

<申請に必要な書類>

- 補助金交付申請書<様式1の1(入国分)、様式1の2(出国分)>
- 在留資格及び入国日を証する書類(入国分)
- 出国日(出国予定日)が確認できる書類(出国分)
- 県内に所在する事業所で雇用した外国人技能実習生等であることを証する書類
- 補助対象経費の領収書 等

※申請様式等は県ホームページからダウンロードしてください。

<申請書類提出先>

〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7 福岡県福祉労働部労働局労働政策課 企画調整係

※郵送または持参にてご提出ください<令和4年11月30日(水)必着>。

<申請にあたっての留意事項>

- 補助対象経費を「受入企業」と「監理団体」の両方で負担した場合であっても、本補助金の申請にあたっては、「受入企業」または「監理団体」のどちらかが一括して申請を行ってください。
- 予算の上限に達した場合は、提出期限を待たずに事業を終了する場合があります。
- 補助金の交付決定を受けた者が、下記のどちらかに該当した場合は、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すとともに、既に補助金が交付されている場合は補助金の返還を命じることがあります。
(1)虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき
(2)補助金の交付決定後、この要綱に定める要件を満たさないことが判明したとき

問い合わせ窓口

092-643-3590

福岡県福祉労働部労働局労働政策課 企画調整係

電話受付時間 平日 10:00~17:00

県ホームページ(詳細はこちら)

福岡県 水際対策 補助金



福岡県では、福岡労働局、福岡出入国在留管理局、外国人技能実習機構福岡事務所等関係機関と連携して、外国人労働者の適正な受入環境の整備に向けた取り組みを推進しています。

講習会のお知らせ

2022年度 エコチューニング技術者資格講習 (オンライン講習)

エコチューニング技術者資格は、(公社)全国ビルメンテナンス協会エコチューニング推進センターが認定するものです。認定技術者は、エコチューニング実践の担い手となる技術者であり、「エコチューニング技術者」の名称と「エコチューニングロゴマーク」が使用できる唯一の資格です。

〔受講申請書類提出期間〕

■第一種エコチューニング技術者資格講習会：
3月7日(月)～5月18日(水)

■第二種エコチューニング技術者資格講習会：
5月9日(月)～7月15日(金)

*詳細につきましては、エコチューニング推進センターのホームページにてご確認ください。

<https://www.j-bma.or.jp/eco-tuning/>

4月 行事予定

11 月	14:00～ 総務委員会 於：県協会会議室
12 火	14:30～ 教育研修委員会 15:30～ 警備部会 於：県協会会議室
15 金	第64回福岡県BM協会ゴルフ会 於：福岡カンツリー倶楽部 和白コース
20 水	14:00～ 第138回理事会 於：県協会会議室

お忘れなく

毎月10日は「災害発生報告書」提出締切日です。
毎週金曜日は知事登録業務相談窓口開設日です。
(申し込みは、該当週の水曜日まで)

第17回

福岡県ビルクリーニング技能競技大会 出場選手募集中!!

- 日時 令和4年6月16日(木)
9:00～17:00(予定)
- 会場 福岡県立ももち文化センター
<ももちパレス>(福岡市早良区百道2-3-15)
- 出場資格 ビルクリーニング技能士の資格
(単一等級あるいは1級)を有する者
*過去に同大会に出場された方は応募できません。
- 申込期限 令和4年4月15日(金)まで

第44回

アビリンピック福岡2022 出場選手募集中!!

《ビルクリーニング》

- 日時 令和4年7月9日(土)
9:30～12:30(予定)
- 会場 福岡職業能力開発促進センター
(北九州市八幡西区穴生3-5-1)
- 申込期限 令和4年5月13日(金)まで
- *詳細につきましては、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 福岡支部 高齢・障害者業務課
(TEL.092-718-1310)へお問い合わせください。

陽光桜(鶯塚公園)

久留米市荒木町にある「鶯塚公園」は桜の名所として知られ、約150本のサクラがあります。園内には、ソメイヨシノより1週間ほど開花が早い「陽光桜(ヨウコウザクラ)」があり、鮮やかなピンク色の桜を楽しむことができます。例年、陽光桜が散り始める頃に園内のソメイヨシノが咲き始め、見頃を迎えます。



表紙の写真

<令和3年度1月分>労働災害発生状況

※()内は前年同月の状況

Report

労働福祉委員会調査



■事故の型別

区分	墜落 転落	転倒	激突	飛来 落下	倒壊	激突され	挟まれ 巻き込まれ	合計
人	2(1)	3(29)	2(1)			1	1	
区分	切れ こすれ	有害物質	感電	交通事故	動作の 反動等	針刺し	その他	合計
人	1	(2)		5(9)		(2)	(3)	15(47)

■年齢階級別死傷者数

区分	19歳以下	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上	合計
人			(2)	2(4)	4(9)	1(9)	8(23)	15(47)

■休業日数

区分	休業なし	3日以内	4日以上	15日以上	31日以上	91日以上	死亡	合計
人	4(9)	(3)	3(4)	3(16)	5(11)	(3)	(1)	15(47)